

自殺者が続出し、幹部町職員 24 人が辞職する、もの言えぬ町 千代田町 その④

～「確認・糾弾」闘争を受け入れた中で起きた 2 人目の町幹部職員の自殺～

広島県の北西部に位置する千代田町。人口わずか1万900人あまりの小さな町でわずか7年の間に町幹部職員の自殺者や多数の中途退職者が連続して出た千代田町。なぜ多数の自殺者や中途退職者が出たのでしょうか。前号(54号)では、研修会での発言を差別発言として解同が「県警幹部警察官差別事件」と呼んで大々的に糾弾闘争を繰り広げた事件についてお伝えしました。一体町ではどのようなことが起きていたのでしょうか。今号は2人目の自殺者が出る平成8年6月までの様子をお伝えしましょう。

1. 司法が否定した「確認・糾弾」による解決を「従来通り推進していく」県と県教委

昭和63年3月29日、解同が「糾弾権」を訴えた「八鹿高校事件」(刑事事件)の控訴審の判決が下されます。大坂高裁は控訴を棄却し、被告人全員に猶予付有罪判決を下した1審判決を支持します。高裁は「糾弾権」について

「一般的・包括的に糾弾行為を自救行為として是認したものではなく、まして『糾弾する権利』を認められたものではない」

ときっぱり否定します。司法は解同が基本戦術とする糾弾闘争、またその闘争の根拠となる「糾弾権」を否定したのです。

この判決に解同は、

「『有罪』という不当な弾圧判決を大坂高裁もそのまま認定したことに対し、断固として抗議する」と声明を出します。(解放新聞 4月11日付)

糾弾権はないとする司法判決が出ましたが、しかし解同はこれまで通りの糾弾闘争を県教委に認めさせる団交を行います。

解同は6月2日、県と団交します。県は解同と「連携する」と、県が策定した「県同和対策基本方針」に沿って同和行政をこれまでと同じように行っていくことを表明します。団交の席上、菅川健二県教育長は

「県同和教育基本方針に従って、従来通り推進していく」

と述べます。実はこれが事実上、差別事件の解決をこれまでと同じ「確認・糾弾」闘争方針で行うことを意味します。なぜ県の同和教育基本方針に従って同和教育を進めていくことが解同の糾弾闘争方針に従って行うことになるかという点、と、「県同和対策基本方針」「県同和教育基本方針」に同和问题解決の諸施策を「関係諸機関と緊密な連携をとりつつ」とあるからです。関係諸機関というのは解同のことで、糾弾闘争をする解同と緊密な「連携」をとることを認めるということはすなわち差別事件の解決を解同の「確認・糾弾」闘争方針に従って行うことを認めるということなのです。

司法は判決で糾弾権を否定しました。しかし残念なことに県や県教委は、解同との関係について見直しをすることなく、従来通り「確認・糾弾」することを認めてしまいました。行政は法律を遵守し司法判決に従わなければならないにもかかわらず、県や県教委はこれを無視したのです。

差別事件の解決について「県同和教育基本方針」で解同と「連携」することを方針として決めていたとしても、「法規としての性質はなく、法的拘束力はない」と八次小事件の判決(前号)が明らかにしましたが、県や県教委はこの法的根拠は何もない「連携」にこの後も縛られてしまいます。啓発推進指針は差別意識の解消を阻害し、新たな差別意識を生む要因に「行政の主体性の欠如」を上げますが、この指摘はまさに広島県の県や県下の市町村行政のことでした。主体性を欠如した行政が、解同の運動目標、イデオロギーをそのまま行政の施策や啓発として行う。そのために県民・市民の差別意識の解消を阻害し、新たな差別感を作り出していきます。

2. 教員・校長の自殺が続出していた広島県の公教育界

解放新聞は K 氏が研修会の席上で話をしたこととして「県警幹部が差別暴言！」と大きな見出しをつけて次のように書いています。

「町の行政が、部落差別いうけえいけんのよ。同和教育いうたりするからいけない。」

「部落の人が自殺するというたが、部落じゃない者が吊し上げを食うて死んでいる数が多い。校長さんも死んだるじゃないか。その他にも死んだるじゃないか。」(県版 827 号)

解同はこの発言を警察権力による部落差別事件として徹底的な糾弾闘争を始めますが、市民が同和問題について批判をしてはいけないのでしょうか。研修会の席上でも批判的な発言はすべて差別になるのでしょうか。

K 氏が批判する通り、同対審答申が出されて以降、自治体や学校は誤った同和教育、同和研修を繰り返して行きます。差別事件があると学校が糾弾をされたのも事実です。教員や校長が多数自殺したのも事実です。これらは後に文部省からの是正指導や翌年の宮沢蔵相の国会答弁でも明らかになります。実際に校長や教員の自殺を上げてみましょう。

広島では昭和 51 年 5 月に府中東高校の同和推進教員が 2 人、連続して自殺します。同校は差別事件があったとして糾弾を受け、差別事件の総括文書をまとめていました。また解同が 5.23 狭山デーとして予定した同盟休校、それに向けて連日の地域進出をしていました。2 人は連日連夜に及ぶ会議や地域進出で疲労困憊する中で亡くなっています。7 月、福山市でも教育委員会社会教育課主事が自殺未遂をします。

昭和 56 年には 1 月末に福山市桜丘小学校の校長と本郷町北方小学校の校長が自殺、4 月には廿日市町宮内小の校長が自殺と、わずか 3 ヶ月の間に 3 人が相次いで自殺ということが起きます。桜丘小の場合も解同が繰り広げた狭山裁判闘争が学校に持ち込まれ、ゼッケン登校や学習会を行う 1.28 闘争を行う中で自殺しています。神辺中では闘争ワッペンの着用反対した教師が吊し上げにあうなどしています。

このような部落解放運動の学校への持ち込みや教員や校長らの相次ぐ自殺を見るに見かねて、昭和 60 年 3 月、県議会議長が県知事に教育正常化を願って「議長要請文」を出します。しかしこれに教組や解同は「差別事件」だとして、各地で集会を開き、また大量のビラを配って闘争を展開します。「部落民にとって不利益な一切の問題は差別」と第 20 回大会の方針に従って反撃します。教組や同教、解同

の各支部、労組など諸団体から抗議文を集中します。主体を失った多くの市町村や教育委員会からも抗議文が送られ、議長は孤立していきました。この後「八者懇談会合意文書」が出されますが、これは議長と県知事、教育長が屈服してしまい、解同と教組、同教とで結んだものです。差別事件の解決は解同と「連携」して解同の「確認・糾弾」闘争方針に沿って行くと約束した、いわば降伏文書です。階級闘争する解同や教組、同教に自治体が敗れたのです。この後自治体では窓口一本化の確認により同和研修を繰り返し行い、学校は同和教育を基底として他の何よりも優先する教育が行われるようになりました。このように解同の運動やイデオロギーを持ち込んだ町や市が行う同和研修や学校の同和教育は県民や市民から批判されても仕方がない状態だったのです。K氏が行政を批判する発言をして問題視されたのは昭和62年2月です。K氏はこれら主体を失った行政が行う同和研修や行き過ぎた確認・糾弾の状況を一部なりとも知っていて発言したのでしょう。

3. 千代田町議会も「地対協」路線を否定

首長とともに地方自治体を構成する千代田町の議会も地対協が発表した意見具申などを否定します。

地対協(地域改善対策協議会)は同特法から地対法への移行に伴って総務庁付属の審議機関として設置されたもので、任務は同和対策として推進すべき事項を調査審議することです。総理府が設置していた同対協(同和対策協議会)と同じ任務を引き継ぎました。地対協は次にあげるものを発表しています。

- ① 地対協が今後の啓発について政府に提出した「59年意見具申」(昭和59年12月)。
- ② 地対協に設置した基本問題検討部会が発表した「部会報告」(昭和61年8月)。
- ③ この部会報告に基づいて地対協が審議を重ねて出した「61年意見具申」(昭和61年12月)。
- ④ これら部会報告と61年意見具申を受けて、啓発についての指針を示した「啓発推進指針」(昭和62年3月)。

地対協が発表したこれら意見具申や啓発推進指針は解同の確認・糾弾を問題視し、これが「自由な意見交換を阻害している最大の要因」「行政の主体性の欠如」を創り出していると指摘します。地対協は解同の確認・糾弾や行政の主体性の欠如が同和問題解決に向けて、自由な意見交換を阻害する最大の要因であるとしっかり指摘します。

しかし解同は、「部落解放運動の弱体化をねらうもの」「確認・糾弾を否定するもの」だとして激しく反発して「地対協路線」と批判し反撃闘争を展開します。「啓発推進指針」粉碎の集会を各地で開いたり、自治体に指針の返上や抗議文を送るよう要求し、「啓発推進指針」を立ち枯れ状況に追い込みました。

自治体の地対協路線の否定。解放新聞によると、千代田町でも議会が「地対協路線を否定」したと記事にしています。

千代田町では共産党の人々がK氏の発言は研修会の席上でのことでありこれを差別発言として糾弾するのはおかしいとチラシを配ったりして訴えていました。町議会へも共産党の議員を通じて請願を出します。しかしこの請願の採択を議会は否定します。

「千代田町議会は、3月23日の町議会本会議で、日共議員の画策を15対2の圧倒的多数で否決し、同和教育推進をはかる執行部提案の予算案などを賛成多数で議決した。千代田町では、県警幹部

差別事件発生以来『地対協』差別路線にしがみつくと日共議員により差別キャンペーンがおこなわれていたが、圧倒的多数の町会議員の良識により、日共の主張はしりぞけられた。」(県版 936 号)

千代田町は行政も議会も地対協が発表した「意見具申」や「啓発推進指針」を否定して K 氏の発言を差別事件として解同と「連携」してすすめていく選択をしたということです。「確認・糾弾」闘争を展開して反撃行動の先頭に立つ解同県連と同じように、千代田町は「啓発推進指針」を地対協差別路線として否定したのです。千代田町民には「啓発推進指針」による啓発は行われなかつただけでなく、この「啓発推進指針」の存在すら知らされませんでした。

4. 「立ち枯れ状況」となった「啓発推進指針」

昭和62年2月に八重東小学校の PTA 研修会での K 氏の発言を「差別」とした県警幹部警察官差別事件について、同年は県警や公安委員会、法務局に対して差別事件であるとの追及や県内各地で集会を開催し、県警に対しては抗議文を集中して県警を孤立させていきました。同年3月に出された「啓発推進指針」に対しては、地対協「部会報告書」と同様に各自治体に批判的な「見解」を出させ、「指針」の返上をさせていきました。

翌63年は県警や公安委員会へ公開質問状を出し、また県内においては県議会での追及や千代田町全域で住民学習を行いました。全国にもこの問題を提起して拡大し、法務省も追及しました。

解同は平成元年7月に開いた県連定期大会で「啓発推進指針」を立ち枯れ状況にすること、県警差別事件について引き続いてビラの配布や集会を開いて行政責任を追及していく闘争を展開する方針を決定します。

解同にとって次のような啓発を求める「啓発推進指針」はどうしても認めることができないものでした。

行政の主体性の欠如、同和問題についての自由な意見の潜在化傾向等の改善が同和問題を解決するために成し遂げなければならない極めて重要な課題であり、行政は自由な意見交換のできる環境を断固として確立すること。②「確認・糾弾」については、行政職員が差別事件を私的制裁にゆだねるとき場に出席することは行政の中立性からみても好ましくなく、行政は法の順守と中立性を堅持するなど姿勢を正すこと。

解同は地対協に反対する闘争方針を次のように掲げます。

「部落解放運動の弱体化をねらう地対協差別路線に対してわが県連は、全国的な反動攻撃の先頭に立ち、『啓発推進指針』は立ち枯れ状況とし、公益法人『啓発センター』を立ち往生的状況とするまで、差別勢力を押し返しています。」

「県警幹部警察官差別事件は、部落に対する攻撃的な差別扇動であるとともに、警察業務の中に部落差別を横行させている重大な差別事件です。その背景には、『啓発推進指針』など地対協差別路線があることを明白にし、教宣ビラの配布や真相報告集会を開催し、行政責任を追及する中で県警が民主警察となるよう全県的な人権闘争として闘いを展開します。」

5. 法務省が「確認・糾弾」を否定(平成元年 10 月)

解同の行う「確認・糾弾」について、法務省も見解をまとめ平成元年10月、公表します。国の機関が民間の運動団体の行動について意見を述べるのは極めて異例なことですが、解同の「確認・糾弾」が差

別の解消という行政目的を達成する上で障害になっているとして、これを取り除くよう表明したものです。

「(確認・糾弾会は)被糾弾者がこれに異議を述べ、事実の存否、内容を争うこともままならず、その性質上行き過ぎて被糾弾者の人権への配慮に欠けたものとなる可能性を本来持っている。」

「確認・糾弾会においては、被糾弾者の人権擁護に対する手続き的保証がない。被糾弾者の弁護人的役割を果たす者がいない上、被害者集団が検察官と裁判官の両方の役割を果たしており、差別の判定機関としての公正中立性が望めず、何が差別かということの判断を始め、主観的な立場から、恣意的な判断がなされる可能性が高い。」

「(現実には解同は被糾弾者に対して)直接、間接に強い圧力をかけ、被糾弾者を結局、(確認・糾弾会へ)出席せざるを得ない状況に追い込むことが多い」

「被糾弾者に対する確認・糾弾会の開催は、『同和問題はこわい問題である』との意識を一般的に植えつけ、人々が地域・職場などのあらゆる場面で同和問題について自由な意見交換をすることを差し控えさせてしまったといえる。」

「行政機関に対して確認・糾弾会への出席が強要されているが、これは行政の公正・中立性を損ない適正な行政の推進の障害となっている。」

「(解同は差別をした者が被害者に対して謝罪すべきであるとして確認・糾弾会への出席を求めるが)確認・糾弾会への出席が同和関係者全体への謝罪となるものではなく、また特定運動団体が同和関係者全体を代表しているものとも考えられない。」

「確認・糾弾行為については『糾弾は、もとより実定法上認められた権利ではない。(略)一種の自救行為として是認できる余地がある』と述べているのであって、一般的・包括的に糾弾行為を自救行為として是認したものではなく、まして『糾弾する権利』を認めたものではない。」(八鹿高校判決を引用)

「以上の通りの様々な問題点にかんがみると、確認・糾弾会は、同和問題の啓発には適さないと言わざるを得ない。」

千代田町は12月2日から10日まで第2回「いのち・愛・人権展」を開催します。後援団体は町内外から60団体と第1回目より倍以上となりました。町行政の他、労組など階級闘争する諸団体とともに人権展を開いたということは、「啓発推進指針」を受け入れないだけでなく、「確認・糾弾」についてまとめた法務省の見解も認めないということです。組織や集団の力を背景に大勢で威圧・恫喝し、恐怖によって行政や市民を黙らせる。私的制裁と指摘される「確認・糾弾」はこの後も千代田町で行われることとなります。「言論の自由は徹底的に尊重されなければならない」と指摘した「啓発推進指針」は、「確認・糾弾」闘争によって死文書となり千代田町では「反対意見を表明する自由」や「批判する自由」は葬られました。

6. 平成2年9月、1人目の犠牲者 総務課長が自殺

千代田町で1人目の犠牲者となる総務課長が自殺したのが平成2年9月です。平成2年はどのようなことがあったのでしょうか。平成2年の様子をお伝えします。

2月に衆議院議員選挙が行われ、3区で立候補していた小森龍邦県連委員長が当選します。これまで4度落選していましたが5度目の立候補で8万2600票余りを得ます。組織内候補の松本龍(福岡1区)、上田卓三(大阪4区)も当選し、国政への影響力が増しました。小森は平成8年9月まで、衆

議院議員を2期務めます。

平成2年3月28日に八鹿高校事件の民事裁判、第1審裁判が行われ、解同らが訴える「糾弾権」を否定する判決を下します。

「被告ら主張の糾弾権なるものは実定法上何ら根拠のないもの」と認定します。司法が「確認・糾弾」を法的根拠が全くないと断じた判決がこの時出されたのです。

7月に解同県連定期大会を開きます。3月に「糾弾権」を否定する八鹿高校民事判決が出されていましたが、県警を追及し、自治体に対する「窓口一本化」を堅持させる方針を決めます。

「(解放新聞)県版は県警幹部警察官差別事件にあたって威力を発揮しているように、特集号を発行して活用します。」

「県警幹部警察官差別事件は、部落に対する攻撃的な差別扇動であるとともに、警察業務の中に部落差別を横行させている重大な差別事件です。その背景には、人権意識のもっとも遅れた行政機関ということとあわせて「啓発推進指針」など「地対協」路線が加わっています。人権無視の不祥事も追及し、県警が民主警察となるよう全県的な人権闘争として闘いを展開します。」

「各自自治体に対しては、教育、労働、人権啓発などの遅れを差別実態として確認させ、総合的、抜本的解決をめざす部落解放行政の確立を迫り、市町村行政から県行政、そして政府へと「部落解放基本法」制定へ向けて国民運動として要求を組織していく行政闘争を展開します。」

「行政に対する『窓口一本化』の原則は、第1に、同和行政は全部落大衆を対象に行われる。第2に同和行政は、部落解放同盟と連携してすすめる。行政は全解連や同和会とは、分裂的対応を行わない。第3は、活動の補助金は、真に自主的運動を進める部落解放同盟に交付し、分裂政策は行わない。」

このような経過の中で9月、千代田町役場の総務課長が自殺します。同町で課長4人が自殺に追い込まれたその1人目です。千代田町は解同のイデオロギー、要求のみを受け入れる「窓口一本化」を受け入れ、K氏の発言を「県警幹部警察官差別事件」として町を上げて糾弾する住民学習や研修会、人権展を行い続ける。「確認・糾弾」を否定する「啓発推進指針」は受け入れない。総務課長の自殺は県や町のこのような状況下でおきました。その後2人目となる厚生課長が自殺する平成8年6月までの5年間に24人もの町幹部の中途退職者を出します。

7. 2人目の自殺者(平成8年6月)が出るまでの千代田町の様子

平成2年9月に千代田町で総務課長が自殺しましたが、2人目の犠牲者となる厚生課長が自殺する平成8年6月までの様子を明らかにしましょう。

平成2年11月28日、八鹿高校事件の刑事裁判で、最高裁が解同ら被告人の上告を棄却し、被告人全員の有罪判決が確定します。3月の民事裁判に続いて刑事裁判でも解同が差別事件として行った「糾弾」を逮捕監禁・強要・傷害罪と司法が判じます。この判決について小森書記長が批判する談話を出します。

「この判決は事件の発生した真の原因の解明を避けた予断と偏見によるものである。(略)われわれは、差別が存在する限り、完全解放をめざして糾弾闘争を堅持していく。」(12月17日付)

解同に不利な判決は「予断と偏見によるもの」と受け入れず、あくまで糾弾闘争はやめないという意思を明らかにしたのです。

① 平成3年の様子

2月1日、部落解放千代田共闘会議が、K氏の事件から4年目となるこの日に「団結と連帯でたたかう2.1集会」を開きます。当時の教職員、保護者を共闘会議構成員100人が囲んで座談会風に開催します。「4年間を振り返り、差別への怒りをあらたにするとともに闘いの成果を確認しあおう」（議長あいさつ）など県警や日共を批判します。（県版1056号）

4月5日、千代田町で隣保館が完成し、「落成式」を行います。隣保館がどういう経緯で建設されたのかその理由を解放新聞は次のように書いています。

「隣保館建設は、87年2月の県警幹部警察官差別事件以来の同和教育や同和行政を切り捨てようとする攻撃とのたたかいの中で勝ち取られた。」（県版1045号）

落成式には町長、町会議長、教育委員長、同対協会長など行政、議会関係者や相談員などの関係者が多数参加して、「隣保館を中心に同和問題の早期解決」に力を尽くすことを表明します。隣保館は差別事件が起きると、行政の責任を迫及する糾弾闘争の場として活用されます。学校の校長、教員、教委関係者や行政職員が糾弾会へ出席し、糾弾、総括を求められます。

7月28日、解同は県連定期大会を開き、「差別糾弾闘争は、わが同盟の魂であり断固として戦い抜きます。」、県警に対しても闘争を続けていくことを活動方針に明記します。

9月18日、小森竜邦氏が衆議院法務委員会で県警事件を迫及します。

12月11日、地対協が、「平成3年意見具申」を公表します。地域改善財特法の失効を前にして、今後における地域改善対策について審議検討したものです。これまで4度にわたる立法措置、23年間に及ぶ地域改善対策により、「同和地区と一般地域との格差は、全般的には相当程度是正され、また心理的差別についてもその解消が進み、その成果は全体的には着実に進展をみている」と評価します。しかし61年意見具申で差別意識の解消を阻む要因として上げた4つの課題が依然として「十分に実を上げているとはいえない状況にある」と、これら4つの課題を「今日においても重要な課題」としてあげます。（4つの課題とは、①行政の主体性の欠如 ②同和関係者の自立、向上の精神の涵養の軽視 ③えせ同和行為の横行 ④同和問題についての自由な意見の潜在化傾向）

「自由な意見の表明」は民主主義社会を成り立たせる基礎です。特定の目的のために暴力や威迫、恐怖によって社会を威迫し、人々の言論を委縮させる行為はテロです。意見具申は言論の自由が保障されていないことを課題としてはっきりと指摘します。

② 平成4年の様子

平成4年というのは、県の教育長が広高教組や解同に卒業式・入学式での国旗国歌の掲揚斉唱が困難となる「確認書」を出した年です。確認書を出した教育長の名前や日付から「菅川確認書」「2.28文書」などとも呼ばれています。教組や解同に屈し、県教育長が法令を逸脱する教育を容認するという前代未聞の文書です。3月1日に行われる県立高校の卒業式での国旗国歌の掲揚斉唱を阻止するために卒業式の前日結ばれた文書です。この文書の作成には国会議員である小森龍邦が関与していることが分かっていますが、詳細は号を改めて紹介します。部落解放運動が圧倒的な力を持っていた時です。

2月1日、部落解放千代田共闘会議が「県警差別事件5周年を闘う集会」を開催します。会には千代田共闘に加盟する労組・団体の他、西部共闘結成準備会に参加する労組地区機関役員や活動家、神

石地区共闘の者らが参加し、「集会アピール」を出して継続して県警を糾弾していくと決意します。

③ 平成5年の様子

7月18日に行われた衆議院議員選挙で小森竜邦が2度目の当選を果たします。

千代田町で3回目の開催となる「いのち・愛・人権」展を10月23日から11月3日まで行います。この「いのち・愛・人権」展は12月にも千代田・豊平・大朝で開催しています。

④ 平成6年の様子

2月1日、部落解放千代田共闘会議が「県警差別事件7周年を闘う集会」を開催します。近隣市町村からも含め100名が参加し、「闘いを継続し、職場に反差別の運動を定着させることを確認」し、集会アピールを採択します。閉会のあいさつは三宅千代田共闘会議副議長が行います。

7月31日、県連定期大会を開催し、糾弾闘争を堅持して、県警や地対協、法務省を批判する活動方針を決定します。

「糾弾闘争は、部落解放運動の最も基本となる闘いの柱です。県警差別事件、NTT 差別事件など、その本質に深く迫る闘いを展開しなくてはなりません。」

「差別糾弾闘争は、部落解放運動の生命ともいうべき基本的な闘いです。」

「86年の『地対協・部会報告』は民間運動団体の自主的な『確認・糾弾』を否定し、法務省は妨害を続けています。」(県版1213号)

8月18日、千代田共闘会議が「部落解放をめざすパネル討論会」を開催します。この集会は、日本共産党や全解連の人々の活動を差別キャンペーンとして粉砕することを目的に解同、広教組、広高教組、自治労の階級労働者ら約500名が参加して討議を行いました。

12月6日から13日、千代田町で7回目となる「いのち・愛・人権展」を開催します。この人権展は県警幹部警察官差別事件をきっかけに解同千代田支部と共闘組織によって始められました。町内から募集した人権に関するポスターや標語も展示され、開催の期間中約2100人の住民らが入場しています。

⑤ 平成7年の様子

7月30日、解同県連定期大会を開催し、差別糾弾闘争を解放運動の最も基本となる闘いの柱とし、広範な共同闘争を展開することを決定します。県警に対する闘争は「あらゆる方向を駆使して闘いを進めます。」と引き続いて闘争することを決めます。(県版1264号)

⑥ 平成8年の様子

平成8年のこの年、6月に2人目となる自殺者がでます。

2月2日、部落解放千代田共闘会議が解同西部地区協議会と共催してさらなる取り組みを強化していこうと「県警幹部警察官差別事件9周年を闘う集会」を廿日市市中央公民館で開催します。広教組千代田支区が事件の概要説明、廿日市市周辺の共闘団体が決意表明し、事件が発生した八重東幼稚園・小学校職員が集会アピールを提案、三宅共闘会議副議長が集会のまとめをしました。「県警の居直りを許さないという決意を新たにした」と解放新聞に書いています。(県版1292号)

5月17日、地対協が「平成8年意見具申」を内閣総理大臣、関係各大臣宛に報告します。地対財特法が5年の限時法として制定され、平成5年に5年間延長されましたが、法の期限まで残り1年という段階にさしかかり、今後必要な施策の基本的方向を示したものです。「平成8年意見具申」は特別対策によって「物的な生活環境をはじめ様々な面で存在していた較差が大きく改善された。」と差別解消が進んだと評価します。しかしこれまで地対協が繰り返し指摘してきた、①行政の主体性の確立 ②同和関係者の自立向上 ③えせ同和行為の排除 ④同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりの必要性、について「今日においてもなお十分な状況とは言えない」と4点が依然として同和問題の解決を妨げる疎外要因であることを明らかにし、適正化対策をとるよう求めます。

司法が「糾弾権」を否定し、平成3年、平成8年の意見具申でも重ねて「行政の主体性の確立」「同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくり」等が同和問題の解決を妨げる最大の要因であると指摘し続けます。法務省も「糾弾会」へ行政職員が出席することは行政の中立性の面から見ても適切ではないと行政職員の糾弾会への出席を否定します。しかし千代田町はこれらを否定し、解同との「確認・糾弾」による解決を維持し続けます。このような状況の中、6月22日、2人目の犠牲者となる千代田町厚生課長が自殺します。またこの日までの5年間に24人の町幹部が中途退職しています。町の人口わずか1万900人、町役場職員100人あまりの小さな町でわずか5年の間に町幹部の自殺が2人、その間に幹部職員24名が中途退職したのですから事態は深刻です。平成2年に総務課長が自殺した段階で町長や議会が自殺の原因について徹底的に究明していれば厚生課長の自殺を防ぐことができたかもしれません。住民らに不安が広がり町長や議会に対する不信が強まります。

厚生課長の自殺後、町議会は同月やっと「職場環境改善調査特別委員会」を設置します。9月には町長に対して自殺原因の究明を求める「申し入れ書」を提出します。自殺に至った原因はどこにあったのか、住民は幹部職員の自殺に至った真相の究明を期待しますが町議会も町長も事態の打開へ向けた動きは鈍く、特別委員会も町長も自殺の原因について何ら明らかにすることはできませんでした。

町関係者の誰も真相を明らかにできない中で課長の自殺や中途退職の原因を明らかにしたのは解同県連でした。12月、解同県連が厚生課長の自殺や多数の町職員の中途退職に三宅解同千代田支部長が関与していたことを認めます。三宅支部長を統制処分し、解放新聞に県連の「声明」を掲載します。(詳細は52号に掲載しています。)厚生課長の自殺や多数の町幹部職員の中途退職に解同は三宅解同千代田支部長の関与を認めましたが、事件の真相究明をせず、再発防止に無策だった千代田町ではさらに悲劇が続きます。(続く)